

資産形成の基本 「貯蓄」と「投資」



お金や暮らしの知恵を学びましょう！

「貯蓄」と「投資」で、計画的な 資産形成を

前号では、人生にかかるお金はどのくらいかの一例をご紹介しました。「思ったよりかかるな」と感じた方もいらっしゃると思います。

自分が将来「こうありたい」というビジョンを実現させるためには、ライフプランを早いうちから考え、長期的な資産形成を計画的に行っていくことが肝要です。

資産形成には主に「貯蓄」と「投資」の方法があります。貯蓄はお金を蓄えることで、銀行の預金などがこれに当たります。投資は、利益を見込んでお金を出すことで、株式や投資信託など、値動

きのある商品を購入することが該当します。

投資にはリスクもあります

株式や投資信託は、価格が変動する商品です。値上がりすれば収益が得られますが、値下がりによって損失を被る可能性もあります。

一方、預金は価格変動がなく、1,000万円までの元本とその利息が保証されるため、安全性が高い商品です。

貯蓄と投資、それぞれの商品の特徴を理解し、例えば、今後の定期収入に不安があれば安全性を重視するなど、自分に合った方法・バランスを選択していきましょう。

貯蓄（貯金・預金）と投資（株式・投資信託）の特徴

	商品名	安全性 元本が減らないか	収益性 利益が期待できるか	流動性 現金に換えやすいか
貯蓄	預金・貯金	◎	△ 金利が低いと増えにくい	◎
投資	株式	△ 値下がりによる 元本割れのリスクがある	◎	○ 一旦売却してから現金に
	投資信託	△～○ 種類により異なる	○～◎ 種類により異なる	○ 同上



投資詐欺に注意

安全性、収益性、流動性、全てが◎の商品はありません。安全性と収益性は両立しないといわれています。うまい儲け話は疑い、安易に応じないようにしましょう。不安があれば、家族や消費者ホットライン(188)に相談を！

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 令和4年度 宮城県消費生活相談の概要
- ◆ やめられない!? 占いサイトのトラブルに注意!
- ◆ コンサートなどのチケット購入は公式サイトで!
- ◆ ストップ! 特殊詐欺被害 高齢者施設入所に関する特殊詐欺に注意!
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 資産形成の基本「貯蓄」と「投資」(宮城県金融広報委員会)

2023
September
9
月号

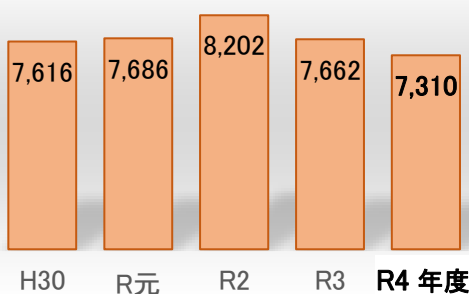
第162号



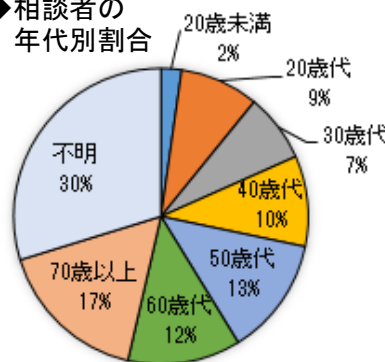
令和4年度 宮城県消費生活相談の概要

- 令和4年度に宮城県消費生活センターと県内6か所の県民サービスセンターに寄せられた相談件数は7,310件で、前年度の7,662件と比較して、352件減少しました。
- 相談者の年代別割合は、20歳以上の各年代ともほぼ同じ割合でしたが、60歳代以上の方からの相談が全体の約30%を占めています。

◆相談件数の推移



◆相談者の年代別割合



◆相談件数[上位5位] 商品・サービス別[中分類]

順位	区分	相談件数	対前年度増減(件)
1	商品一般	753	31
2	基礎化粧品	298	164
3	不動産貸借	295	△ 85
4	工事・建築	243	3
5	エステティックサービス	237	95

- 商品別では、「注文した覚えのないものが送られてきた。」「身に覚えのない請求書が届いた。」など「商品一般(商品の特定ができない)」についての相談が最も多く寄せられました。
- 「基礎化粧品」については、定期購入のトラブルに関する相談が急増しました。
- 「不動産貸借」では、「賃貸住宅の退去時に高額の原因回復費用を請求された。」という相談が多く寄せられています。
- 「工事・建築」については、自然災害の発生に便乗した訪問業者による修繕工事や点検契約についての相談が多く寄せられています。
- 「エステティックサービス」については、20歳代からの相談が突出して多く、特に契約したエステ店の倒産に関する相談が多く寄せられました。



令和4年度 宮城県消費生活相談の内容を下記ウェブサイトで詳しく公開しています。

「宮城県消費生活センター事業概要」 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/zigyougaiyou2021.html>

やめられない！？占いサイトのトラブルに注意！

相談事例

占いサイトの広告を見て、無料で鑑定してくれるというのでサイトに登録した。占い師から「あなたには強い守護霊がいる」などというメッセージをもらい、信用してしまった。

その後、占い師が指示する言葉を送り返すように言われ、返信し続けた。やりとりには有料のポイントが必要で「今やめたら幸せは来ない」と言われ、気が付いたら約120万円も支払っていた。



★アドバイス★

- 占いサイトの中には、インターネットや SNS の広告等で「無料鑑定」とうたっていても有料のやりとりへ誘導させるサイトもあります。また、氏名や生年月日、メールアドレス等の個人情報を入力すると、大量の迷惑メールが届くこともあります。無料だからといって、気軽に登録しないようにしましょう。
- やりとりをすることで有料ポイントを消化させられることがあります。金運や恋愛運等について良い言葉が書かれたメッセージが届いても、安易に返信してはいけません。
- 怪しい、やめたいと思ったら、退会する前にやりとりの内容などをスクリーンショット等で残しておきましょう。支払った料金等の返金を求めるための証拠となります。
- 困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

コンサートなどのチケット購入は公式サイトで！

相談事例

コンサートのチケットを購入しようと検索し、一番上に表記されたサイトを公式サイトだと思ってチケットを申込み、約8万円をクレジットカードで決済した。ところが、購入したサイトは転売仲介サイトであることがわかった。

公式サイトによると、転売仲介サイトで購入したチケットは無効と記載されている。支払いたくないが、海外サイトのように交渉も出来ない。



★アドバイス★

- チケット購入について、インターネットの検索サイトで検索し、上部に広告として表示されたサイトを公式サイトと思い込み、海外の転売仲介サイトで購入してしまったという相談が寄せられています。
- 公式サイト以外の非公式販売サイトで購入したチケットは利用できない場合があります。チケットを購入する際は、必ず公式サイトであることを確認しましょう。
- 特に海外の転売仲介サイトは、トラブルが生じてキャンセルの条件や返金の保証等について交渉が難しい場合があります。
- 困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

ストップ!
特殊詐欺被害

高齢者施設入所に関する特殊詐欺に注意!

- 県内のお宅の固定電話に、住宅会社の社員を名乗る者から、「近々、**新しくできる高齢者施設に入所することができる**。辞退するなら**他の方に権利を譲る**」「辞退したおかげで他の方が入所することができた」「あなたの名前で入所申込みがされている」などという架空料金請求詐欺の予兆電話がかかってきています。
- **この手口は**、その後「他人に**入所権を譲ることは犯罪になる**」などと**不安をあおり**、その解決目的として振込みを求めたり、現金を送るよう指示したりする**架空料金請求詐欺**です。
- **このような電話がかかってきたら**、話の途中でも**電話を切って**、**家族や警察に相談**しましょう。



消費生活センターからのお知らせ

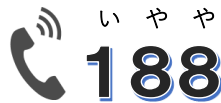
9月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	1	2
休	○	○	○	○	○	○
3	4	5	6	7	8	9
休	○	○	○	○	○	○
10	11	12	13	14	15	16
休	○	○	○	○	○	○
17	18	19	20	21	22	23
休	休	○	○	○	○	休
24	25	26	27	28	29	30
休	○	○	○	○	○	○

- 宮城県消費生活センターの9月の相談受付日は、左表の○印の日です。
- 毎週日曜日、祝日、9月25日(月)の午前中(相談員研修)は、お休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。(市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。)

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず 必ず相談!



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
☎022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
☎0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
☎0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0226-22-7000

◎ 電子申請による 消費生活相談は こちらから



* 回答は、消費生活相談員から電話で行います。

✕ ツイッター
やってます。



©宮城県・
(株)旭プロダ
クション

うまい話は
まず疑う!



必要ないものは
きっぱり断る!

ひとりで悩まず
必ず相談!



◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。